

事 務 連 絡

平成24年11月22日

埼玉労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年2月6日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

1 埼玉労働局 労働基準監督署 事案

2 本件請求人に発現した 胸水は「良性石綿胸水」と認められるが、

したがって、 については業務上のものと認めることはできないため、遺族補償給付及び葬祭料については不支給として取り扱われたい。

療養補償給付及び休業補償給付については、

について、支給対象とされたい。